

調査対象業種の定義

物品賃貸業

物品賃貸業とは、各種の産業で使用される生産設備・機械器具や建設工事に用いる建設機械器具又は、事務用機械器具、コンピュータ（電子計算機）・同関連機器のリース・レンタルを行う事業所をいいます。

ただし、自動車、スポーツ・娯楽用品のみの賃貸業務を扱う事業所、いわゆる「レンタカーショップ」、「貸衣装店」、「レンタルビデオ・CD店」等は含まれません。

「リース」とは物品を使用する期間が一年を超え、契約期間中に解約の申入れができないものをいい、「レンタル」とは「リース」以外の賃貸契約をいいます。

情報サービス業

情報サービス業とは、コンピュータ（電子計算機）のプログラムの作成及びその作成に関する調査・分析・助言等のサービス、コンピュータを用いて委託された計算を行うサービス、コンピュータ処理用にデータを電子媒体等へ書き込むサービス、各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス、ユーザーの情報処理システム、コンピュータ室などの管理運営サービス、市場調査やシンクタンク業務などの情報サービス業務を営む事業所をいいます。

映画館

映画館とは、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館をいいます。なお、常設館とは、映画興行を行うために映写設備、客席等を保有し、常時設けてある建物又は施設をいい、映画興行を行うほか演劇、演芸などの公演も行っているものを含みます。

ゴルフ場

ゴルフ場とは、ゴルフ競技を行うための施設を提供することを業務として営む事業所のうち、次の に該当するものをいいます。

ホール数が18ホール以上、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100m以上の施設（当該施設の総面積が10万㎡未満のものを除く）。

18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上あり、かつホールの平均距離が概ね150m以上の施設。

なお、ミニゴルフ場（9ホール未満のゴルフ場）、ゴルフ練習場、パターゴルフ場は対象外となります。

テニス場（テニス練習場を含む）

テニス場（テニス練習場を含む。）とは、テニスを行うための施設を提供する業務を営む民営の事業所及びテニスの練習施設を提供する事業所をいいます。また、国・地方公共団体から管理・運営を委託された事業所（財団法人を含む。）も対象となります。

なお、国・地方公共団体など直営のテニス場、テニススクール専用のテニス場、旅館・ホテル等の付帯施設としてのテニス場、会社の福利厚生施設などの特定利用者専用テニス場は対象外となります。

ボウリング場

ボウリング場とは、ボウリング競技を行うための施設を提供することを業務として営む事業所をいいます。

なお、ホテル・旅館内に設置されている施設で、専ら宿泊者に利用されているボウリング場は対象外となります。

遊園地・テーマパーク

遊園地・テーマパークとは、客に娯楽を提供する業務を営む事業所のうち、次の、に該当するものをいいます。

娯楽を提供する業務を営む事業所のうち、常設かつ有料の各種遊戯施設を配置し、客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有する事業所（＝遊園地）、入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベントなどのソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所（＝テーマパーク）。

なお、ゲームセンター・百貨店の屋上の遊戯施設等、遊園地に該当するものを除いた動物園・植物園・水族館・公園・庭園・観光牧場・スポーツランド（総合運動施設）、博物館及び博物館相当施設に指定されている施設、歴史資料館・郷土資料館・記念館等の博物館類似施設、オルゴール館、人形の家、クアハウス等は対象外となります。また、平成13年調査から、スポット的、かつ短期間の催事などによるテーマパークなどは対象外となりました。

ゴルフ練習場

ゴルフ練習場とは、ゴルフ練習のための打席を有する屋外練習施設を提供する業務を営む事業所をいいます。

なお、室内及びビルの屋上のあるもの、ゴルフ場に併設された練習施設、ミニゴルフ場及びバンカー並びにパター用のもの、会社の福利厚生施設など特定利用者専用のもの、ゴルフクリニック・ゴルフスクール専用のものは対象外となります。

劇場（貸しホールを含む）

劇場（貸しホールを含む。）とは、演劇を提供する劇場（自主公演、提携公演などの演劇公演を行う事業所）及び調査日前の1年間に演劇の公演があった貸しホールを含んだ、劇場を賃貸する民営の事業所（自主公演、提携公演を行わず、演劇・オペラ・歌舞伎・人形劇・ミュージカルなど演劇公演のために劇場、ホールの賃貸を行う事業所）をいいます。また、国・地方公共団体から管理・運営を委託された事業所も対象となります。

なお、風俗営業法対象の事業所、映画興行を行うとともに演劇公演も行う映画館、コンサート公演のみを行う事業所、ライブハウス、ディナーショー等飲食を提供する事業所は対象外となります。

映画制作・配給業、ビデオ発売業

*この業種は企業単位を対象として調査を行います。

映画制作・配給業、ビデオ発売業とは、映画の制作・配給業務を営む企業、及びビデオの発売業務を営む企業（ビデオの企画、制作、発売を行う企業）をいいます。

なお、専らテレビ番組制作・テレビコマーシャル制作・テレビ番組配給の業務を営む企業、ビデオの企画・発売を行わないビデオ制作プロダクション、著作権を持たず、情報を記録したものを製造するビデオテープレコード製造業・ビデオディスク製造業など情報記録物製造業は対象外となります。